

# 参 考 資 料

## 目 次

・ 介護給付費分科会設置に係る法律等	1
・ 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設に係る指定基準等の概要	8
・ 現行の介護療養型医療施設の療養環境減算	9
・ 介護療養型医療施設における室料差額の徴収の状況	10
・ 小規模生活単位型介護福祉施設サービス費における居住費に係る加算	11
・ 施設給付見直しに伴う低所得者への配慮について	12
・ 介護報酬の算定構造の素案	13
・ 介護保険法等の一部を改正する法律案の衆議院における 修正、附帯決議、主要な論点と答弁要旨	25
・ 介護保険法等の一部を改正する法律案の参議院における 附帯決議、主要な論点と答弁要旨	45

## ○厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）（抄）

（社会保障審議会）

第七条 社会保障審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 厚生労働大臣の諮問に応じて社会保障に関する重要事項を調査審議すること。
  - 二 厚生労働大臣又は関係各大臣の諮問に応じて人口問題に関する重要事項を調査審議すること。
  - 三 前二号に規定する重要事項に関し、厚生労働大臣又は関係行政機関に意見を述べること。
  - 四 医療法（昭和三十二年法律第二百五号）、児童福祉法（昭和三十二年法律第六十四号）、社会福祉法（昭和三十六年法律第四十五号）、身体障害者福祉法（昭和三十四年法律第二百八十三号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）、介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、健康保険法等の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第七十七号）、厚生年金保険法（昭和三十九年法律第百十五号）及び国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- 2 前項に定めるもののほか、社会保障審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他社会保障審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

## ○社会保障審議会令

(平成十二年六月七日政令第二百八十二号)

### (組織)

第一条 社会保障審議会（以下「審議会」という。）は、委員三十人以内で組織する。

- 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

### (委員等の任命)

第二条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

- 2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

### (委員の任期等)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

### (会長)

第四条 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

### (分科会)

第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名 称	所掌事務
統計分科会	統計の総合的企画、調査及び研究、統計の改善及び整備並びに統計の知識の普及及び指導に関する事項を調査審議すること。
医療分科会	医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
福祉文化分科会	児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）及び社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二百二十三条の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
介護給付費分科会	介護保険法（平成九年法律第百二十三号）及び介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
医療保険保険料率分科会	健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）及び健康保険法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第七十七号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
年金資金運用分科会	厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）及び国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

- 2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、厚生労働大臣が指名する。
- 3 分科会に分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。
- 4 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。
- 5 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員又は臨時委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

（部会）

第六条 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長（分科会に置かれる部会にあっては、分科会長）が指名する。

- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会（分科会に置かれる部会にあっては、分科会。以下この項において同じ。）は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

#### （幹事）

第七条 審議会に、幹事を置く。

- 2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。
- 4 幹事は、非常勤とする。

#### （議事）

第八条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前二項の規定は、分科会及び部会の議事に準用する。

#### （資料の提出等の要求）

第九条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

#### （庶務）

第十条 審議会の庶務は、厚生労働省政策統括官において総括し、及び処理する。ただし、次の各号に掲げる分科会に係るものについては、それぞれ当該各号に定める課において処理する。

- 一 統計分科会 厚生労働省大臣官房統計情報部企画課
- 二 医療分科会 厚生労働省医政局総務課
- 三 福祉文化分科会 厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課
- 四 介護給付費分科会 厚生労働省老健局老人保健課
- 五 医療保険保険料率分科会 厚生労働省保険局総務課
- 六 年金資金運用分科会 厚生労働省年金局運用指導課

(雑則)

第十一条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

- 1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。
- 2 平成十三年三月三十一日までの間は、第五条第一項中「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）及び国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）」とあるのは、「国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）」とする。

## ○社会保障審議会運営規則

(平成十三年一月三十日社会保障審議会決定)

社会保障審議会令(平成十二年政令第二百八十二号)第十一条の規定に基づき、この規則を制定する。

### (会議)

第一条 社会保障審議会(以下「審議会」という。)は、会長が召集する。

- 2 会長は、審議会を召集しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議題を委員並びに議事に関係のある臨時委員及び専門委員に通知するものとする。
- 3 前項の議事に関係のある臨時委員の範囲は、会長の決するところによる。
- 4 会長は、議長として審議会の議事を整理する。

### (審議会の部会の設置)

第二条 会長は、必要があると認めるときは、審議会に諮って部会(分科会に置かれる部会を除く。以下本条から第四条までにおいて同じ。)を設置することができる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、二以上の部会を合同して調査審議させることができる。

### (諮問の付議)

第三条 会長は、厚生労働大臣又は関係各大臣の諮問を受けたときは、当該諮問を分科会又は部会に付議することができる。

### (分科会及び部会の議決)

第四条 分科会及び部会の議決は、会長の同意を得て、審議会の議決とすることができる。

### (会議の公開)

第五条 審議会の会議は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

- 2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

### (議事録)

第六条 議事録における議事は、次の事項を含め、議事録に記載するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した委員、臨時委員及び専門委員の氏名
- 三 議事となった事項

- 2 議事録は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

- 3 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、会長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

(分科会の部会の設置等)

- 第七条 分科会長は、必要があると認めるときは、分科会に諮って部会を設置することができる。
- 2 分科会長は、第三条の規定による付議を受けたときは、当該付議を前項の部会に付議することができる。
  - 3 第一項の部会の議決は、分科会長の同意を得て、分科会の議決とすることができる。
  - 4 分科会長は、必要があると認めるときは、二以上の部会を合同して調査審議させることができる。

(委員会の設置)

- 第八条 分科会長又は部会長は、必要があると認めるときは、それぞれ分科会又は部会に諮って委員会を設置することができる。

(準用規定)

- 第九条 第一条、第五条及び第六条の規定は、分科会及び部会に準用する。この場合において、第一条、第五条及び第六条中「会長」とあるのは、分科会にあつては「分科会長」、部会にあつては「部会長」と、第一条中「委員」とあるのは、分科会にあつては「当該分科会に属する委員」、部会にあつては「当該部会に属する委員」と、「議事に関係のある臨時委員及び専門委員」とあるのは、分科会にあつては、「当該分科会に属する臨時委員及び専門委員であつて議事に関係のある者」、部会にあつては「当該部会に属する臨時委員及び専門委員であつて議事に関係のある者」と読み替えるものとする。

(雑則)

- 第十条 この規則に定めるもののほか、審議会、分科会又は部会の運営に必要な事項は、それぞれ会長、分科会長又は部会長が定める。



# 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設に係る

## 指定基準等の概要

(「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」及び関係通知の内容のうち、主なものをまとめたものである。)

### 【設備に関する基準】

#### ○ ユニット

- ① 居室と共同生活室によって一体的に構成される場所(ユニット)を単位として構成。
- ② 居室：
  - ・ 定員は1人とする。
  - ・ ユニットの共同生活室に近接して一体的に設置。
  - ・ ユニットの入居定員は、おおむね10人以下。
  - ・ 床面積は13.2㎡以上。

共同生活室：床面積は、2㎡×当該ユニットの入居定員以上。

洗面設備・便所：居室ごとに設けることが望ましい。

浴室：居室のある階ごとに設けることが望ましい。

### 【人員に関する基準】

#### ○ 人員配置は、通常の特別養護老人ホームと同じ。

[通常の特別養護老人ホームの人員基準]

- ・ 医師(必要な員数)、生活相談員(入所者100人に対し常勤で1以上)
- ・ 介護職員又は看護職員(入所者3人に対し常勤で1人以上)
  - ・ 看護職員：入所者30を超えて50を超えない施設では、常勤で2以上
  - ① 入所者50を超えて130を超えない施設では、常勤で3以上等
- ・ 栄養士(1以上)、機能訓練指導員(1以上)、介護支援専門員(1以上(入所者100又はその端数を増すごとに1を標準とする))
- 等

#### ○ ただし、

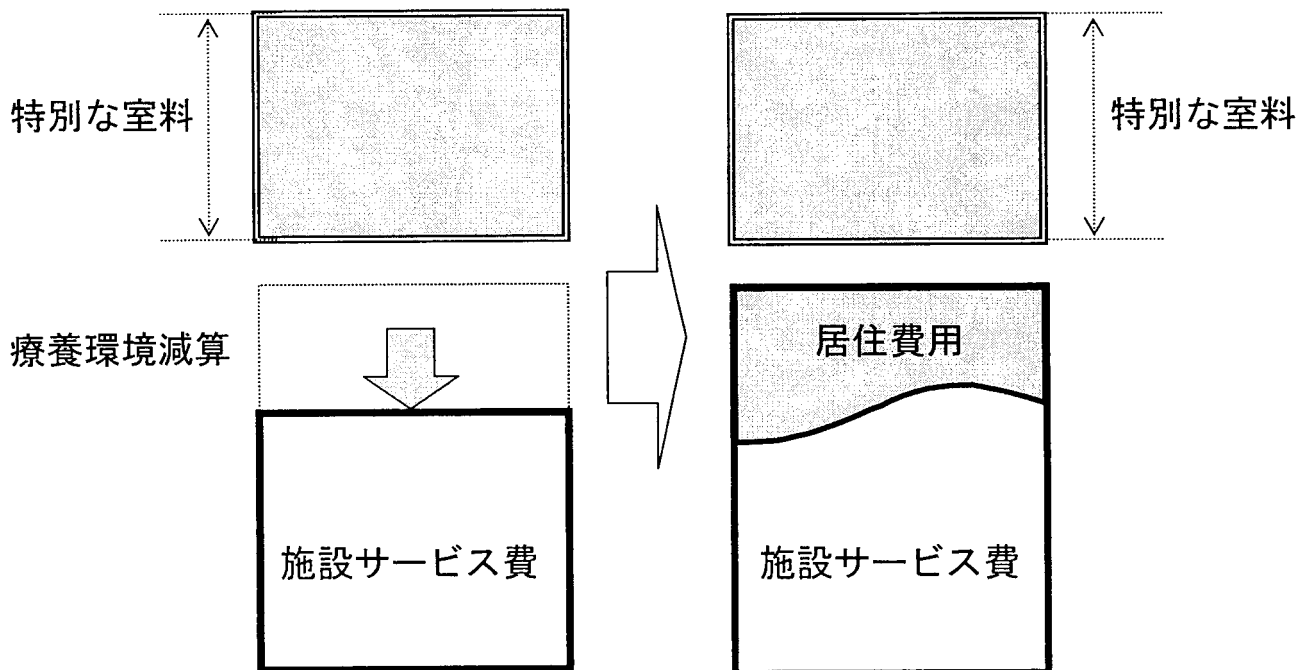
- ・ 日中については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置
  - ・ 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を配置
- することが望ましいとしている。

## 現行の介護療養型医療施設の療養環境減算

特定の療養環境の提供により特別な室料を徴収している場合にあっては、当該病室に入院している患者について、病院療養病床療養環境減算（Ⅲ）若しくは診療所療養病床療養環境減算（Ⅱ）を適用するものとする。

- ・病院療養病床療養環境減算（Ⅲ） 105単位
- ・診療所療養病床療養環境減算（Ⅱ） 90単位

（※）改正後のイメージ



- ・療養環境減算の廃止
- ・多床室において、特別な室料を徴収している場合には療養環境減算を算定

## 介護療養型医療施設における室料差額の徴収の状況

### 介護療養型医療施設の病室数，室料階級別

(平成15年10月1日)

		総数	個室	2人室	その他*
総数		46 904	9 310	8 590	29 004
	特別な室料(総数)	7 619	5 114	2 253	252
	1 ~ 499 円	76	44	32	-
	500 ~ 999 円	157	47	102	8
	1000 ~ 1499 円	639	303	327	9
	1500 ~ 1999 円	761	276	437	48
	2000 ~ 2499 円	1 223	732	417	74
	2500 ~ 2999 円	446	303	128	15
	3000 ~ 3499 円	1 242	958	257	27
	3500 ~ 3999 円	340	265	72	3
	4000 ~ 4499 円	525	433	86	6
	4500 ~ 4999 円	81	67	14	-
	5000 ~ 5999 円	720	603	105	12
	6000 ~ 6999 円	316	249	45	22
	7000 ~ 7999 円	192	154	32	6
	8000 ~ 8999 円	147	116	14	16
	9000 ~ 9999 円	37	27	8	2
10000円以上	717	537	176	4	
特別な病室の平均室料(円)		3 933	4 478	2 823	2 797

平成15年介護サービス施設・事業所調査より算出

- \* 特別な室料の「その他」は平成12年3月末時点で、定員が3人または4人の病室で特別な室料の支払いを受けていた場合で認められている。
- \* 多床室で特別な室料を徴収している病床数は、多床室の0.9%であり、特別な室料を徴収している病床の3.3%を占める。

## 小規模生活単位型介護福祉施設サービス費における居住費に係る加算

小規模生活単位型介護福祉施設であって、都道府県知事に届け出たものにおいて、施設サービスを、所得その他の事情をしん酌して厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者に対して指定介護福祉施設サービスを行った場合に、当該入所者の基準に係る区分に従い加算を行う。

- ・加算1            33単位
- ・加算2            66単位

### 介護老人福祉施設の報酬体系の見直し－（対象者の範囲・負担軽減額）－

対象者	介護報酬による負担軽減額
保険料第1段階 (市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者、生活保護受給者等)*	2万円
保険料第2段階 (市町村民税世帯非課税者等)	1万円
保険料第3段階～第5段階 (市町村民税本人非課税者等、市町村民税本人課税者)	なし

\* 対象者の区分について、それぞれ、いわゆる「境界層該当者」をふくむ。

※ 平成13年度以前に整備された既存の施設において、

① 平成13年度以前に法人の自己資金で個室・ユニット部分を建築した場合

② 平成14年度以降に拡張等を行って個室・ユニット部分を建築する場合

は、当該個室・ユニット部分に対して建築時に従来の施設整備費補助金が交付されており、その相当額部分だけ居住費が低額に算定されるため、低所得者対策を行わない。

## 施設給付見直しに伴う低所得者への配慮について ～特定入所者介護サービス費の創設～

### ○施設給付見直しの趣旨

在宅と施設の利用者負担の公平性、介護保険と年金給付の調整の観点から、低所得者に配慮しつつ、介護保険施設などにおける居住費、食費を保険給付の対象外とする。

### ○低所得者に対する配慮

#### 特定入所者介護サービス費の創設

##### ①対象者（省令事項）

介護保険三施設（ショートステイ含む）の利用者のうち、利用者負担段階（保険料段階）が第1段階～第3段階（※）に該当する者で申請のあった者等

（※）第3段階に該当する者の例：年金80万円超266万円以下の者

##### ②給付額（具体的水準は、告示事項）

施設における居住費・食費の平均的な費用を勘案して定める額

低所得者の所得の状況等を勘案して定める額

※ 施設において設定している居住費及び食費が基準費用額を下回る場合は、当該額と負担限度額の差額が給付額となる。

※ 施設が負担限度額を超えて、低所得者から負担を徴収した場合は、補足的給付の対象としない。